棄物の処分」とあるのは「特別管理産業廃棄物の処分」と、「埋立処分及び海洋投入処分」とあるのは「埋立処分」と、同条第六号及び第七号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第五項中「次条各号」とあるのは「第十条の十六の二各号」と、同条第六項中「（申請者が優良産業廃棄物処分業者に該当するものとして法第十四条第七項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度）に係る」とあるのは「に係る」と、同条第七項中「この項」とあるのは「第十条の四第七項」と、同条第八項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と、第十条の十六第三項中「前項」とあるのは「第十条の二十二第三項において読み替えて準用する第十条の四第二項（第五号及び第九号に係る部分を除く。）及び第五項から第八項まで」と読み替えるものとする。

（産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請）

第十一条　（略）

2～7　（略）

8　都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（第九条の二第八項（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）、第十条の四第七項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。）及びこの項（第十二条の九第四項、第十二条の十一の十二第三項、第十二条の十一の十三第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に

とあるのは「特別管理産業廃棄物の処分」と、「埋立処分及び海洋投入処分」とあるのは「埋立処分」と、同条第六号及び第七号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第三項中「次条各号」とあるのは「第十条の十六の二各号」と、同条第四項中「（申請者が優良産業廃棄物処分業者に該当するものとして法第十四条第七項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度）に係る」とあるのは「に係る」と、同条第五項中「この項」とあるのは「第十条の四第五項」と、同条第六項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と、第十条の十六第三項中「前項」とあるのは「第十条の二十二第三項において読み替えて準用する第十条の四第二項（第五号及び第九号に係る部分を除く。）から第六項まで」と読み替えるものとする。

（産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請）

第十一条　（略）

2～7　（略）

8　都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（第九条の二第六項（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）、第十条の四第五項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。）及びこの項（第十二条の九第四項、第十二条の十一の十二第三項、第十二条の十一の十三第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に

受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第六項の規定にかかわらず、同項第十号から第十五号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。

受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第六項の規定にかかわらず、同項第十号から第十五号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和二年十月一日から施行する。ただし、第九条の三第一号、第十条の四の二第一号、第十条の十二の二第一号及び第十条の十六の二第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

（優良産業廃棄物処理業者等の許可の更新の申請に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第十四条第二項若しくは第七項又は第十四条の四第二項若しくは第七項の許可の更新の申請（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条の九第二号、第六条の十一第二号、第六条の十三第二号又は第六条の十四第二号に掲げる者に該当するものとしてする申請に限る。）であつて、この省令の施行の際、許可の更新をするかどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条　法第十四条第七項又は第十四条の四第七項の許可の申請を行った者であつて、従前の法第十四条の四第六項の許可に係る許可の有効期間（同条第八項に規定する許可の有効期間をいう。）又は法第十四条の四第六項の許可に係る許可の有効期間（同条第八項に規定する許可の有効期間をいう。）の始期が令和二年七月一日より前であるものに対するこの省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十条の四の二第二号の表のカの項の上欄及び第十条の十六の二第二号の表のカの項の上欄の規定の適用については、第十条の四の二第二号中「当該許可の更新の申請の日前六月間（申請者が優良産業廃棄物処分業者である場合にあつては従前の法第十四条第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間」とあり、第十条の十六の二第二号中「当該許可の更新の申請の日前六月間（申請者が令第六条の十四第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条の四第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間」とあるのは、「当該許可の更新の申請の日前六月間（令和二年十二月三十一日までの間の当該許可の申請の更新を行う場合にあつては令和二年七月一日以降」とする。

（準備行為）

第四条　環境大臣は、施行日前においても、新規則第九条の二第四項及び第五項（これらの規定を新規則第十条の十二第二項の規定により読み替えて準用する場合を含み、指定の取消しに係る部分を除く。）並びに第十条の四第三項及び第四項（これらの規定を新規則第十条の十六第二項の規定により読み替えて準用する場合を含み、指定の取消しに係る部分を除く。）の規定の例により、新規則第九条の二第四項（新規則第十条の十二第二項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び第十条の四第三項（新規則第十条の十六第二項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定による指定をすることができる。この場合において、その指定を受けた者は、施行日において、新規則第九条の二第四項（新規則第十条の十二第二項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び第十条の四第三項（新規則第十条の十六第二項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により指定を受けたものとみなす。